令和5年 第18回 教育委員会臨時会会議録

令和5年7月24日(月) 港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2617号 令和5年第18回臨時会

日 時 令和5年7月24日(月) 午前10時00分 開会場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教	育	長	浦	田	幹	男
	教育長職務代理者			田	谷	克	裕
	委		員	山	内	慶	太
	委		員	中	村		博

「説明のため出席した事務局職員」 教育推進部長 長谷川 浩 義 教育長室長 佐藤博史 生涯学習スポーツ振興課長 竹村 多賀子 図書文化財課長 齊藤和彦

教育指導担当課長 篠 﨑 玲 子

「書記」教育総務係長本城典子教育総務係久保田ゆり

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2596号 第10回定例会(令和4年10月12日)

第2597号 第17回臨時会(令和4年10月12日)

第2598号 第18回臨時会(令和4年10月24日)

第2599号 第11回定例会(令和4年11月14日)

第2600号 第22回臨時会(令和4年11月28日)

第2601号 第12回定例会(令和4年12月12日)

第2602号 第26回臨時会(令和4年12月26日)

第2603号 第1回定例会(令和5年1月11日)

第2604号 第1回臨時会(令和5年1月23日)

日程第2 審議事項

1 「放課GO→みた」の放課GO→クラブへの移行について

2 学芸員の人事について(非公開)

日程第3 協議事項

1 令和5年度港区指定文化財の指定に係る諮問について

日程第4 報告事項

- 1 港区学校運営協議会委員の任命について
- 2 施設予約システムの更新について
- 3 令和5年度第1回いじめ問題対策会議の報告について
- 4 令和6年度使用小学校教科書の採択における資料について(非公開)
- 5 後援名義等の6月使用承認について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の6月の事業実績について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習スポーツ振興課の8月の事業予定について
- 9 図書館の6月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の6月行事実績について
- 11 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について
- 12 みなと科学館の6月利用状況について
- 13 8月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 ただいまから、令和5年第18回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日は、寺原委員から、欠席とのご連絡を頂いております。

また、吉野学校教育部長及び鈴木学務課長が公務のため欠席となっておりますので、よろしくお 願いいたします。

(午前10時00分)

○教育長 本日の教育委員会開会にあたりまして、案件審議の前に私から、港区立小学校教諭の逮捕についてのご報告を申し上げます。

7月18日、港区立小学校に勤務する教諭がわいせつ行為をしたなどとして、強制わいせつ容疑で逮捕されました。被害に遭われた方及びそのご家族の皆様に、深くおわびを申し上げます。

教諭の逮捕ということで、教育に対する信頼を著しく失墜をさせる事態となったことは、誠に遺憾でございます。早急に事実を確認し、厳正に対処をしてまいります。

また、7月21日金曜日には、当該校で臨時の保護者会を実施し、教諭の逮捕されたことを報告しました。臨時保護者会には101名の保護者の皆さんが参加し、不安の声や児童の動揺を心配する声が多く聞かれました。教育委員会事務局では、学校と連携し、児童の心のケアに向け、学校教諭による面談やスクールカウンセラーによる相談など、万全の体制を取ってまいります。

さらに、二度と同様の事故が起きないよう、本日朝一番で、臨時の校園長会の開催をし、私から全ての区立幼稚園長、小学校長、中学校長に対し、教諭の服務規律の徹底を改めて指導をさせていただきました。

今後、港区教育委員会の信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。

「会議録署名委員」

- ○教育長 それでは、日程に入ります。本日の署名委員は、山内委員にお願いいたします。
- ○山内委員 了解いたしました。
- ○教育長 よろしくお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営について、お諮りいたします。日程第2、審議事項第2「学芸員の人事について」、日程第4、報告事項第4「令和6年度使用小学校教科書の採択における資料について」、この2件は非公開での会議とし、日程を変更し、日程第1、会議録の承認の後に、日程第2、審議事項第1、日程第3、協議事項第1を行い、その後、日程第4、報告事項第1から第3、及び報告事項第4から第13を行います。

最後に非公開案件の日程第2、審議事項第2「学芸員の人事について」及び日程第4、報告事項

第4「令和6年度使用小学校教科書の採択における資料について」を行いたいと思います。ご異議 はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、日程第2、審議事項第2、日程第4、報告事項第4につきましては日程を変更して、日程第4、報告事項の後に審議及び報告を行います。

日程第1 会議録の承認

第2596号 第10回定例会(令和4年10月12日)

第2597号 第17回臨時会(令和4年10月12日)

第2598号 第18回臨時会(令和4年10月24日)

第2599号 第11回定例会(令和4年11月14日)

第2600号 第22回臨時会(令和4年11月28日)

第2601号 第12回定例会(令和4年12月12日)

第2602号 第26回臨時会(令和4年12月26日)

第2603号 第1回定例会(令和5年1月11日)

第2604号 第1回臨時会(令和5年1月23日)

○教育長 日程第1、会議録の承認に入ります。

「令和4年10月12日開催、第2596号、第10回定例会」から「令和5年1月23日開催、第2604号、第1回臨時会」までの9件につきましては、承認ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、承認することに決定をいたしました。

日程第2 審議事項

- 1 「放課GO→みた」の放課GO→クラブへの移行について
- ○教育長 それでは、日程第2、審議事項に入ります。

初めに、審議事項第1「議案第52号「放課GO→みた」の放課GO→クラブへの移行について」 説明をお願いいたします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付、議案資料ナンバー1を用いてご説明いたします。 1ページおめくりください。

本件は、生涯学習スポーツ振興課が所管しております「放課GO→みた」を、学童クラブ事業を加えた「放課GO→クラブ」に移行することにつきましてお諮りするものでございます。

項番1「経緯」でございます。現在、学童クラブの利用を希望した者のうち、利用を不承認とした児童で、保護者の帰宅時間が18時以降となる児童、いわゆる待機児童は、令和5年5月1日現在の速報値で区全体で94人となっております。小学生人口は令和9年度まで増えることが推定さ

れており、今後も待機児童の増加が見込まれます。

御田小学校では、学童クラブ需要の増加や、保護者からの要望等を踏まえ、校内で学童クラブ事業、いわゆる「放課GO→クラブ」を実施することを検討してまいりましたが、現在の校舎には学童クラブ室を確保することが困難であることから、学童クラブ事業を伴わない「放課GO→みた」として、放課後の児童の居場所を提供し、令和9年4月に完成する新校舎において、学童クラブ事業を加えた「放課GO→クラブ」に移行する予定としておりました。

こうした中、令和6年4月に移転する仮校舎におきましては、学童クラブ室を確保することが可能となりましたので、学童クラブ事業を加えました「放課GO→クラブ」へ移行いたします。

項番2、開始する「放課GO→クラブ」でございます。

名称は、「放課GO→クラブみた」。

定員は、学童クラブ事業として40人。放課GO→事業として定員はございません。

所在地は、記載のとおり旧三光小学校の2階の仮校舎でございます。

運営方法は、業務委託。

対象児童は、御田小学校在学児童及び同校学区域内に居住する児童となっております。

項番3「「放課GO→クラブ」への移行時期」につきましては、令和6年4月1日を予定しております。

次のページに参りまして、項番4「今後のスケジュール」でございます。

本日ご承認いただけましたら、9月上旬の区民文教常任委員会と保健福祉常任委員会に報告し、 9月中旬から始まります令和5年第3回港区議会定例会に、学童クラブ条例の一部改正案を提出予 定としております。

議会での議決を経て、12月中旬から令和6年度の学童クラブの入会案内を配布し、令和6年3月31日に放課後児童育成事業実施要綱の一部改正、4月1日に「放課GO→クラブみた」としての運営を開始いたします。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。
- ○教育長職務代理者 今のご説明の中で、現状で待機児童が94人いるということなのですけれども、実際にこの事業が開始されると、定員のところで学童クラブの事業は40人、「放課GO→」の事業は定員なしということなのですけれども、これは94人入ってきて、そういった意味での定員というのはどうなのでしょうか。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 94人の待機児童は、港区全体の待機児童でございます。御田小学校の児童がこのうち何人かということになりますと、15人となっておりますので、40人の定員の学童クラブを開設すれば、今年の待機と来年の待機、対象者が違いますが、恐らく大丈夫ではないかと思われます。
- ○教育長職務代理者 分かりました。

この4月1日というのは、仮校舎が4月1日からスタートするという解釈の仕方でいいのですね。

- ○生涯学習スポーツ振興課長 そのとおりでございます。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。
- ○中村委員 「放課GO→」の事業、「放課GO→」にも通って、これは学童クラブにも通うという、そういう二つ重なる人というのはいるのですか。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 「放課GO→クラブみた」としてであれば重なることはないのですけれども、例えば「放課GO→」として、「みた」に登録している児童が、ほかの学童クラブを利用している可能性はございます。例えば豊岡児童館であったり、高輪子ども中高生プラザの学童クラブであったり。
- ○中村委員 分かりました。

「放課GO→」が「放課GO→クラブみた」に変わることによって、教育委員会の領域からは外れるということでよろしいですか。

- ○生涯学習スポーツ振興課長 そのとおりでございます。学童クラブ事業につきましては、区長部局で行っておりますので、そちらの所管となります。
- ○中村委員 分かりました。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第52号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第52号については、原案どおり可決することに決定 いたしました。

日程第3 協議事項

- 1 令和5年度港区指定文化財の指定に係る諮問について
- ○教育長 次に、日程を変更し、日程第3、協議事項に入ります。協議事項第1「令和5年度港区 指定文化財の指定に係る諮問について」説明をお願いいたします。
- ○図書文化財課長 それでは、令和5年度港区指定文化財の指定に係る諮問についてご説明いたします。本日付、協議資料ナンバー1をご覧いただけますでしょうか。

1ページ、協議内容です。港区文化財保護条例第39条の規定に基づき、港区文化財保護審議会に対し、以下のとおり諮問します。

項番1、指定文化財候補です。

中津川家文書、193点。

所有者は、学校法人慶應義塾。

所在は、港区三田二丁目15番45号です。

2点目、兼房町沽券図、1点。

所有者は、港区教育委員会。

所在は、港区白金台四丁目6番2号です。

3点目、飯倉町沽券図、1点。

所有者は、港区教育委員会。

所在は、港区白金台四丁目6番2号です。

項番2、今後のスケジュールです。

本日教育委員会協議を経て、8月上旬に文化財保護審議会に諮問いたします。その後、9月に答申を受け、10月11日に改めて教育委員会で指定についてご審議いただく予定です。

3ページをご覧いただけますでしょうか。中津川家文書です。

中津川家文書は、仙台藩伊達家の家臣である中津川家に伝来した古文書です。平成18年3月に 慶應義塾の卒業生から同校に寄贈されました。

内容は、戦国時代から幕末期に至るまでの、伊達家当主の書状、中津川家の家系図や家譜、剣術、 砲術、柔術の免許目録などの武芸関係、生け花などの学芸関係の文書となっております。

伊達家は、戦国時代に奥羽地方の戦国大名、江戸時代には仙台藩62万石の大名となりましたが、 中津川家はこの間300年以上にわたって伊達家に仕えました。戦国時代から幕末期に至るまでの 間、大名家に仕えた武家に伝わる文書群として、様々な情報が記されている貴重な資料です。

4ページをご覧いただけますでしょうか。兼房町沽券図です。

沽券図は、町の屋敷ごとに間口・奥行き・坪数・家屋敷の金額・地主名・家守名を記した絵図です。17世紀以降,江戸では家屋敷の売買が活発化したことから、幕府は江戸市中の沽券金の把握のため、宝永7年と寛保3年に、町奉行により町名主に沽券図の提出を命じました。

現存する沽券図は数十点しかなく、そのうち宝永7年から正徳元年のものに至ってはごくわずかです。本図は、江戸時代中期の兼房町について、敷地割や地価など、社会状況をはじめとした町の情報を現在に伝える貴重な資料です。

なお、兼房町は現在の新橋一丁目地区に当たります。

5ページをご覧いただけますでしょうか。飯倉町沽券図です。沽券図についての説明は先程と同様です。

こちらの飯倉町沽券図に描き上げられた屋敷の数は84筆に上り、地主の中には飯倉町名主や町 医者、大名が抱えた絵師などの名前もあります。

現存する沽券図は数十点しかなく、本図は江戸時代中期の飯倉町について、敷地割や地価などの社会情勢をはじめとした町の情報を現在に伝える貴重な資料となっております。

なお、沽券図につきましては、平成28年10月に麻布本村町沽券図が文化財指定をされております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。
- 〇中村委員 この中津川家文書の説明の中で、平成18年の3月に慶應義塾の卒業生から慶應義塾 に寄贈されたと。それから約17~18年たっていますが、ここまで時間がかかったのは何か理由

があるのですか。

○図書文化財課長 こちらについては、文化財保護審議会の委員の方から推薦を受けて、今回取り扱うことを決めたものでありまして。推薦を受けたり、文化財係の学芸員の方で推薦を受けたものでも、しっかり調査をして、それが指定に値するとなったものをこのように指定文化財候補として取り扱わせていただいていますので、今回はその調査が十分に進んで、取扱いができるということで、候補として推薦させていただいているものであります。

- ○中村委員 ということは、慶應義塾から積極的に文化財に指定すると言ってきた訳ではなくて、 推薦を受けて港区の方で調査をした。それにこれだけかかったということですか。
- ○図書文化財課長 おっしゃるとおりです。
- ○教育長 逆に言うと、推薦を受けたのはいつ。
- ○図書文化財課長 すみません。はっきりした年代はちょっとお答えできないので、調べてまたお答えします。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。
- ○山内委員 では、せっかくなので補足すると、私もこの文書の件は、私、直接は知らないのですけれども、慶應義塾の場合には、古文書を扱っている斯道文庫というところもあって、かなり古い文書は歴史資料をかなり収蔵していますし、今も色々寄贈を受けています。

あとは近代だと、福沢研究センターがかなり色々な資料を持っていまして。そういう意味では、これはお願いしたら、国あるいは都、あるいは区の文化財になるねというものが色々あって、そういうのをどうするかというのは、時々雑談で色々ありますけれども、かなり多くの貴重な資料がありますので、こういうことを通して知っていただき、また色々な形で展示などができて、公のためでも役に立つようになればいいなというのはいつも考えているところです。

○教育長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この案件については以上とさせていただき、今回の協議をもちまして、来月上旬に文 化財保護審議会に諮らせていただきます。

日程第4 報告事項

- 1 港区学校運営協議会委員の任命について
- ○教育長 次に、日程第4、報告事項に入ります。報告事項第1「港区学校運営協議会委員の任命 について」説明をお願いいたします。
- ○教育長室長 それでは、報告資料1をご覧ください。

港区学校運営協議会委員の任命についてのご報告となります。

港区学校運営協議会委員について、次のとおり任命いたしましたので、ご報告いたします。

本村幼稚園及び本村小学校学校運営協議会委員でございます。こちら11番が地域住民として綿谷和宏さんを本委員としての任命をいたします。任期は、令和5年9月1日から令和6年3月31日ということで、任命年月日は令和5年9月1日になります。

1枚おめくりいただきまして、学校運営協議会からの委員推薦書をおつけしております。推薦理由といたしまして、本校のPTA会長を10年勤めておりましてその経験から、地域の情報にも精通していること、学校と地域のよりよいつながりを広い視点から助言をしていただけることから、綿谷さんの推薦を頂いて任命したものでございます。

こちら教育委員会の権限に属する事務の内部委任といたしまして、港区教育委員会事案専決規程 により決定する事項として任命をいたしました。

以上、報告です。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。 よろしいでしょうか。

2 施設予約システムの更新について

- ○教育長 次に、報告事項第2「施設予約システムの更新について」ご説明をお願いいたします。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、本日付、報告資料ナンバー2を用いてご説明いたします。 報告内容です。本件は、生涯学習施設やスポーツセンター、運動場などのスポーツ施設のほか、 区民センター等に導入しております施設予約システムを更新するとともに、運用ルールの一部を変更し、利用者の利便性の向上を図ることについてご報告するものでございます。

項番1「経緯」でございます。

生涯学習施設やスポーツセンター等のスポーツ施設では、施設の利用予約に際して区民センター やいきいきプラザと同様に、施設予約システムを利用しております。現在のシステムは平成25年 度に導入し、令和5年度で10年目を迎えます。

現在は、施設を利用するための団体登録や、個人登録の手続がシステム上で行えないこと、スマートフォンなどでは見づらい画面表示であること、また運用面におきましては、施設を利用する際、あらかじめ使用料等を現地で支払う必要があることなど、利用者の利便性の面での課題がございました。特に、利用日以外に施設を訪問する必要がある従来の支払期限につきましては、改善を求める意見が多く寄せられております。

こうしたことを踏まえまして、今回システムを更新するとともに、運用ルールの一部を変更し、 利用者の利便性向上を図ってまいります。

項番2「システムの概要」についてです。

稼働日につきましては、令和5年10月4日を予定しております。対象施設は資料の4ページ目に、別紙1でつけておりますが、こちらの63施設を予定しております。

資料1ページにお戻りください。

次に、項番3「主な変更内容」についてです。

まず、(1)利用者画面につきましては、操作しやすく、見やすい画面に刷新いたします。現在 のものは10年前に導入したものであるため、主にパソコンからの操作を基準としたものとなって おり、また携帯電話で操作できるように、簡易版の画面が用意されておりました。これを更新後は、 スマートフォンやタブレットなど、利用する機器によって自動的に最適化された画面を表示することで、見やすさを向上させます。また、こうした機器に不慣れな方でも操作しやすい画面といたします。

次に、(2)利用者登録の電子申請機能の追加についてです。利用者登録手続につきましても、 これまでの窓口での手続に加えて、電子申請ができるようにいたします。

おめくりいただきまして、次に(3)対象施設の拡大についてです。先程見ていただきました資料4ページをもう一度ご覧ください。青く色塗りしている部分が、今回新たに追加となった施設です。全て学校施設となっております。本年3月13日の教育委員会でもご報告しておりますが、今回のシステム更新に合わせまして、これまで一部の学校施設でのみシステムでの予約申込みを受けておりましたが、今回から全ての学校施設開放が対象となります。

資料の2ページにお戻りください。

(4)施設使用料等の支払期限の変更についてです。これまではスポーツ施設と学校施設を除きまして、支払期限を利用決定日から10日以内としておりました。今後は原則として、利用日当日に支払うこととして、利便性の向上を図ります。ただし、学校施設につきましては、窓口払いができないことから利用日当日までといたします。なお、3月にもご説明しておりますが、学校施設開放のほとんどの利用者が減免対象であるため、この支払期限の関係につきましてはあまり影響がないと考えております。

また、キャンセル時の対応が変更となります。資料の下の図、キャンセルの対応というところを ご覧ください。多くの方にご利用いただけるように、直前または無断キャンセル時の運用を見直します。左側が現行でございますが、これまでは使用料に関する部分でのペナルティでございましたが、使用料が免除・減免になる団体についてはこの影響がないことから、全ての利用者に公平となるルール・運用に見直しとなります。今後は、利用日6日前から当日までの直前キャンセルについては、キャンセル日から30日間、新規の抽選と予約申込みを抑制いたします。また、無断キャンセルにつきましては、利用日当日から60日間新規の抽選と予約申込みを抑制することといたします。

次に、(5)スマートフォンでの登録確認についてです。

こちらはこれまでの利用者カードや登録証に加えまして、スマートフォン等で登録情報を提示することが可能となります。

続きまして、次のページ、(6)一括登録施設の対象拡大についてです。資料の3ページの図を ご覧ください。これまでは複数の施設を利用する場合、それぞれの施設での登録手続が必要でした が、今後はスポーツ施設と学校施設を除きまして、一度の登録で複数の施設が利用可能となります。 ただし、予約方法や予約開始時期等はこれまでどおり変わりません。

最後に、項番4「今後のスケジュール」でございます。明日7月25日のDX推進・行財政等対策特別委員会への報告後、順次見直しの概要について周知を開始いたします。

その後、当課が所管する施設に関連する規則の改正案がまとまり次第、教育委員会へお諮りいた

します。ご決定いただけましたら広報みなと等におきまして、実施時期等を含め、詳細な周知をしてまいります。

なお、規則の施行につきましては10月1日を予定しております。

その後、従来のシステムと改修後のシステムへのデータ移行、システム切替えを行いまして、1 0月4日から新しいシステムを稼働する予定としております。

資料4ページの別紙1、37番から61番の学校施設のうち、41番の芝浜小学校を除いた施設が、今回新たにシステムを導入する学校施設となっております。

長くなりましたが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。
- ○中村委員 キャンセルの対応が変わったというのは分かったのですけれども、ではお金はもう全 然何も、キャンセルした人に対してのお金の返還とか、そういうのはないということですか。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 当日支払いとなりますので、キャンセルした場合にはお金の返送は 原則として発生いたしません。
- ○中村委員 前もって払っているということがないということですかね。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 原則、そのとおりでございます。
- ○中村委員 分かりました。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- ○中村委員 これはお願いですけれども、こういうシステム変更は結構大きなシステム変更ですので、システム稼働日にトラブルが起きると大変なことになると思うので、そういうことがないように万全の準備をしてください。よろしくお願いします。
- ○生涯学習スポーツ振興課長 かしこまりました。申し伝えます。ありがとうございます。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。
 - 3 令和5年度第1回いじめ問題対策会議の報告について
- ○教育長 次に、報告事項第3「令和5年度第1回いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いします。
- ○教育指導担当課長 それでは、教育委員会報告資料ナンバー3を用いまして、報告をさせていた だきます。

令和5年6月27日に開催いたしました、第1回港区教育委員会いじめ問題対策会議の内容について報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

日時場所は、教育センターで行いました。出席者は以下のとおりです。

2ページ目をご覧ください。

議事については、大きく九つございました。ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。 議事の1から5につきましては、港区のいじめ問題対策会議の方でもかけさせていただいて、そ の旨を報告させていただいてございます。

新たに6番の、学校で起きたいじめの事例についてのところでちょっとご説明をさせていただき たいので、資料の6をご覧いただければと思います。

こちらの会では、学校で残念ながら起きてしまったいじめの事例について取り上げて、みんなで どういうふうにしていくとより対応がよかったのかとか、この部分については引き続き色々な学校 にも周知していこうとか、そういうことを話すようなところでございます。

今回挙げさせていただいた件につきましては、いじめの当事者の間での主張が食い違って、その 主張の食い違ったところが保護者同士のトラブルにもつながったという件でございました。

被害生徒なのですけれども、発達に少し特性のあるお子さんで、そのことについては保護者も本 人も理解をしているのですけれども、ほかのお友達にはそれを知られたくないと。

加害者になってしまった生徒A、Bについては、この被害生徒ととても仲がよかったと。この子が授業中とかにちょっと行き過ぎた行為で、大きな声を出してしまったり、席を離れてしまったりというところから、「最近お前ちょっとやり過ぎちゃっているんじゃないか」というところで、少し強い感じで声をかけてしまったことがトラブルとなって、いじめた、いじめられたというような話になったということでございます。

経緯のところにも書かせていただいたのですが、4月19日のところで、下校時に加害のお子さんとトラブルになってしまったというところ。それから、生徒が家に帰ってから、聞き取りで保護者の方にたたかれたとか、ばか、黙れと言われたというようなことがあったと。それを保護者の方が学校にすぐ連絡してくださったのでそのことが分かりまして、その次のページになりますけれども、被害保護者の方から、警察へそのことを相談に行くと。

その中で、学校の方もきちっと、それは登下校時のことであって学校の中で起きたことではないというのではなくて、しっかりと日頃の関係からということで聞き取りをしたところ、やはり軽くたたいた、それから並ばなかったり、授業中にしゃべったりするので注意したということを言ったので、子どもたち同士の謝罪は終わっていると。

しかしながら、被害生徒の保護者が、やはりこのままだと、加害者のお2人がいると学校に通わせることができないのでというところで、学校も段階を踏んで、オンライン授業に参加したり、教室には最初行けなかったのですが、控え室を用意して、授業中は教室にいて授業を受ける。それ以外は控え室で過ごすというようなことを繰り返していて。最終的に6月9日までに一応対応させていただいた上で、現在は学校の方でも教室で普通に授業を受けていられるようにはなったと。

ただ、学校としても、いつまたトラブルに再燃するかも分かりませんし、保護者同士もその対立 感情がいまだ少し残っているというところがあるというところで、今後こういった場合にはどのよ うに対応したらいいかというような事例が挙がりました。

すみません。本編の資料に戻らせていただきまして。こういったことについての話をさせていただいたのと、あとは学校における取組についてや、子家センや人権・男女の方からもお話を頂くという形になりました。

意見交換のところでも、主立った意見を出させていただきますと、人権・男女平等参画担当課長の代理で係長がいらして、性的マイノリティの問題についても、やはりいじめに直接関係していないように思えてもつながることもあるのでというようなお話をしていただいたり、あとは教育センターの相談員が色々なケースを受けているのですけれども、いじめに関係しているようなケースも受けることがあるよというような話が出ました。

それから、湾岸警察署の警察の方からは、先程私が紹介した事例を基に、こういったことでもと もとは子ども同士の問題でも、子ども同士は結構謝罪をすると関係がよくなったりするのだけれど も、保護者にはそれが感情的になかなかうまくいかないことがあるので、やはりこういったときに はしっかり警察も対応に苦慮することがあるので、しっかり連携していきましょうというような話 を頂いたり。

あとはお医者様からは、資料6にあるような事例が大変増えていて、極端過ぎると言うとちょっと語弊があるけれどもというところでしたが、色々な考えをお持ちの方がいるので、そういったところを学校も総合的に判断して対応していってあげなくてはいけないというような貴重なお話も頂きました。

最後に、資料の4ページ目をご覧ください。こちらについて校長会代表の2人からSNSのトラブルや、性的マイノリティについての相談があった場合にはどのように対応していますかというような話をしていただきました。発達障害については、やはり保護者がしっかり理解したり、周りの子もそういう色々な子がいていいのだなと分かるような形に、自然と指導していくことが必要だということや、性的マイノリティについては、中学校で言うと標準服を選択できるであったりとか、色々な相談があった場合には個別に対応するというような話がありました。

長くなりましたが、以上です。

- ○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問等はございますでしょうか。
- ○中村委員 今説明のあったトラブルなのですけれども、結局加害生徒が被害生徒に、ある意味「ちょっとお前、やり過ぎだよ」という注意をしたというのがきっかけになっていると思うのですけれども、やはり被害生徒は発達障害を抱えていて、そういう意味では病気なので、ある意味やむを得ない訳ですよね。

そうすると、それをきっかけに両保護者がエキサイトしちゃったというのがこの案件ですので。 どうなのでしょうね。そういうときは、だからきちんとまず、やはり先生に言いなさいと。先生から注意をしてもらいなさいというような指導をして、できるだけ生徒間、児童間では、どんな人がいるか分からないのでね。生徒は分からないじゃないですか。相手が発達障害だということは、情報を持っていない訳だから。だから、そういう場合、ちょっと生徒間で注意したいなと思うときは、取りあえずそれを先生に言ってくださいというような指導をして、極力生徒間でそういうことをさせない。一応表面上は仲よく友達同士であれしている訳ですから、先生から言うようにするような指導をするというのはいかがなものですか。先生にチクるみたいなことになるので、生徒もやりづらいのかなという気はしなくはないのですけれども。 だけど、昔、自分たちの経験からすると、クラスに1人や2人やはりそんな変なやつはいたでは ないですか。でも、我々の時代は全然問題にならなかったですね。だから、やはりそこら辺は時代 が違うので、生徒にそういう注意をしたいときは取りあえず先生に報告してというようなことを指 導を徹底すると、こういうトラブルは避けられるのかなと。

根本の原因としては、私が弁護士だから言う訳ではありませんが、双方については弁護士もちょっとあまりにも浅はか過ぎる。普通はこれをあまり本気に扱って、相手に対して何か裁判するとか、こんなことで裁判するような案件では普通ないはずです。私が弁護士だったら、その案件を受けたら、ちょっと待って。こんなの、今あなた方が弁護士を立てるとかいう事件ではないでしょうと、普通だったら諭しますね。両方の弁護士がそれを真に受けてそういうことを言ってしまったから、こうなったのは根本的な原因だと私は思いますけれども。

そもそも生徒間でそういうふうなことをしないように、基本的に、やはり学校側にまず情報を入れてもらってというやり方をやられた方がいいのではないかなと、聞いていて思いました。以上です。

○教育指導担当課長 ありがとうございます。大体、色々な学校を見ていると、今先生がおっしゃったような指導が多いのですけれども、今回の場合、特に仲よくて、毎日一緒に帰ったりしていたのです。

なので、子どもたちにしては、そういうことがあってもすごくいい子だな、一緒にいたいなと思っていたのがあったので、加害者側からとすると。「お前、あれは調子に乗り過ぎだぞ」と言って、こづいたこと。こづいたことは良くなかったということは、きちんと謝っているのですけれども。あれはやり過ぎたぞと言った、それをいじめとして捉えられてしまったので、本人たちとしては先生に言うことではなくて、自分たちも中学生だしというのはあったみたいなのです。

ただ、言うときに何か悩んだら、学校に1回先生に間に入ってもらって話をするとか、そういうことがあるかと思うので、原則はそれで困ったらまず先生に相談して、それは先生が預かるよということは、大体のことは多いのですけれども、ちょっとそこは成長段階で、逆にそれは生徒が育っている。ちょっとこづいたことについてはいけないのかなというふうに思いますけれども、という事例だったかなと思うので。そこはすごく、今お話しいただきましたので、色々学校にもお話ししていきたいと思います。ありがとうございます。

- 〇中村委員 ということは、その案件のときには、加害生徒2人が「お前、やり過ぎだぞ」と言ったというその現場というのは、ほかの人は見ていなかったのですかね。
- ○教育指導担当課長 3人で帰るときにやったことだったので、見ていないと。
- ○中村委員 やり過ぎだという、そのやり過ぎた行為をやった当時の状況を聞きたいのですけれど も。
- ○教育指導担当課長 日常茶飯事で、学校の授業中にやっているので、それはほぼ全員が見ています。
- ○中村委員 ということは、先生も当然知っている訳ですよね。だから、先生の方からそれを見て

注意をするということは可能なはずですよね。

- ○教育指導担当課長 それは、もちろん個別に指導をしたりしてはいたのです。ですが、先生が個別に指導をしていることを子どもたちは知らないではないですか。なので、そういう「お前、ちょっとあれは余りにもやり過ぎだぞ」ということを言って、……になったということでしたので。
- ○中村委員 難しいところですね。
- ○教育指導担当課長 すみません。ありがとうございます。
- ○教育長 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。
 - 5 後援名義等の6月使用承認について
 - 6 生涯学習スポーツ振興課の6月の事業実績について
 - 7 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
 - 8 生涯学習スポーツ振興課の8月の事業予定について
 - 9 図書館の6月分利用実績について
 - 10 図書館・郷土歴史館の6月行事実績について
 - 11 図書館・郷土歴史館の8月行事予定について
 - 12 みなと科学館の6月利用状況について
 - 13 8月教育人事企画課事業予定について
- ○教育長 次に、日程を変更し、報告事項第5「後援名義等の6月使用承認について」から報告事項第13「8月教育人事企画課事業予定について」、この9件の定例報告については、配付資料のとおりでございます。

それぞれ各報告事項について、ご質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

日程第2 審議事項

2 学芸員の人事について(非公開)

日程4 報告事項

- 4 令和6年度使用小学校教科書の採択における資料について(非公開)
- ○教育長 これより非公開の審議に入ります。

傍聴の方は一度画面がオフになりますので、ご了承ください。

(非公開審議)

- ○教育長 本日予定している案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員または説明員の皆さんから、その他何かございますでしょうか。
- ○図書文化財課長 先程協議事項の際に、港区指定文化財の指定に係る諮問についてということで、

中津川家文書がいつ推薦を受けたかということでご質問いただきました。こちらを確認しましたところ、昨年の通知書だったので、昨年推薦を受けて調査をさせていただいて、今回お諮りしているということでございます。

なお、先程山内委員からもご紹介いただきましたけれども、慶應義塾大学三田メディアセンター の貴重書室というところで、適切に保存されておりまして、リスト化もされていたことから、調査 はかなりスムーズにされてきたということでございます。以上でございます。

○教育長 最後の報告について、何か確認等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。 ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

なければ、これをもちまして閉会といたします。次回は定例会を8月7日月曜日、午前10時から参集での開催の予定です。よろしくお願いをいたします。

長時間にわたりまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長 浦田 幹男

港区教育委員会委員 山内 慶太